

学校の清潔及び ネズミ、衛生害虫等

新潟県学校薬剤師会研修会 2021/4/11

学校の清潔

清潔とは、感覚的にきれいと感じることがで
きる状態であることのほかに、微生物や化学
物質による汚染が見られず、ごみ等その場に
不用のものが無い状態を指す。

学校の清潔

(1) 大掃除の実施

A	基準	大掃除は、定期に行われていること。
---	----	-------------------

B	検査方法	清掃方法及び結果を記録等により調べる。
---	------	---------------------

毎学年3回定期に行うが、大掃除の実施時期については
学校行事等を考慮して、学校で計画立案し、実施する。

C 事後措置

実施していない場合、学校保健計画に位置付けるなど
計画的に行うこと

(2) 雨水の排水溝等

A	基準	屋上等の雨水の排水溝に、泥や砂等が堆積して いないこと。雨水の排水管の末端は、砂や泥等 により管径が縮小していないこと。
---	----	--

排水の状況を点検し衛生的に管理する必要がある。

B	検査方法	雨水の排水溝等からの排水状況を調べる。
---	------	---------------------

毎学年1回定期に行う。屋上や校庭の側溝等の排水溝
について検査を行う。目視により排水状況を確認する。

C 事後措置

排水状況が不良の場合は、速やかにその原因を解明し、
適切な措置を講ずること。

(3) 排水の施設・設備

A	基準	汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。
B	検査方法	汚水槽、雑排水槽等の施設からの排水状況を調べる。

毎学年1回定期に検査を行う。特定建築物に該当する建築物については、排水に関する設備の掃除を、6月以内に一回、定期に行わなければならない(建築物衛生法施行規則第4条の3)。目視により排水状況を確認する。

C 事後措置
施設・設備の故障や破損等は、速やかに修繕する等の適切な措置を講ずること。
マニュアルp108

ネズミ・衛生害虫等

衛生害虫、不快害虫、ネズミ等の生態や被害等について、アース製薬株式会社 日向弘美氏の講演資料「学校における衛生害虫駆除について」及び その他資料から一部を引用します。

医薬品医療機器法上の分類による
衛生害虫と不快害虫の違い

◆衛生害虫

ハエ・蚊・ゴキブリ・イエダニ・屋内塵性ダニ類・ノミ・トコジラミ(ナンキンムシ)・シラミ・マダニ・ツツガムシ

感染症の病原体を運んだりすることにより、人の健康を脅かすとして、医薬品医療機器法で規定された害虫。

◆不快害虫

衛生害虫以外の害虫
(アリ・ハチ・ムカデ・ダンゴムシ・ワラジムシ・クモ等)

衛生害虫以外で、私たちが「この虫がイヤだ。駆除したい。」と思えば不快害虫となり、アリやムカデのように多くの人知っている虫から名前が分からないような虫まで、様々な害虫が含まれる。

(アース製薬株式会社 日向弘美氏 H29/9/10講演資料より抜粋)

ネズミの種類

種類	 ドブネズミ 耳が小さい 灰色の腹部 体長に比べてしっぽが短い(18~22cm)	 クマネズミ 耳が大きい スリムなボディ 体長に比べてしっぽが長い(17~26cm)	 ハツカネズミ 耳が大きい 小柄な体型 耳が大きく、体と不釣り合い 体長に比べてしっぽが短い(5~10cm)
体長 体重	18~26cm 150~550g	15~23cm 100~200g	6~10cm 10~20g
生息 場所	下水、床下、厨房	天井裏、ビル、屋内	郊外の家屋や倉庫
特徴	●どう猛 ●何でも食べる (特に肉・魚) ●泳ぎが得意	●警戒心が強い ●何でも食べる (特に雑穀) ●垂直行動、綱渡りが得意 ●強い薬剤抵抗性を持つものもいる	●身軽な身のこなし ●何でも食べる (特に雑穀) ●耳が大きく小型

ネズミの衛生的被害

ネズミは動物由来感染症の重要な宿主

→ 動物から人へ伝播する感染症

直接的伝播

ネズミに咬まれたり、ネズミの体や排泄物にふれることで伝播

間接的伝播

ネズミの糞や尿に排泄された病原菌が水や土壌、食品を介して伝播

病原体を持つノミダニを介した伝播や中間宿主を介した伝播

主な感染症：ペスト（Yersinia pestis という細菌によって起こされる、動物とヒトの感染症）

（アース製薬株式会社 日向弘美氏 H29/9/10講演資料より）

ゴキブリの主な種類

種類	チャバネゴキブリ	クロゴキブリ
		
体長	11～15mm、黄褐色	30～40mm、黒褐色
生息地域	全国	全国
生息場所	飲食店、ビル、地下街	一般家屋、アパート

殺虫剤が効きにくいゴキブリに進化！
＝薬剤抵抗性ゴキブリ

（アース製薬株式会社 日向弘美氏 H29/9/10講演資料より）

ゴキブリが媒介する主な疾病

汚物と人と食品の間を往来し汚染する

病名	病原菌	ゴキブリ	病原菌部位	国別及び場所
食中毒腸炎	サルモネラ菌	チャバネゴキブリ ワモンゴキブリ	消化管	ベルギー、病室、アメリカ、下水
	大腸菌	チャバネゴキブリ トウヨウゴキブリ	消化管、糞	イタリア、フランス
化膿症	スタフィロコッカス	チャバネゴキブリ	体表	ドイツ、病院手術室
腸チフス	サルモネラ菌	トウヨウゴキブリ	足・糞	イタリア、チフス患者の家
赤痢	赤痢菌	ワモンゴキブリ	消化管	アメリカ
腫バネ	バネ菌	トウヨウゴキブリ	-	香港、バネ流行地
小児麻痺	小児麻痺ウイルス	ワモンゴキブリ	消化管、糞	アメリカ
レブラ	レブラ菌	チャバネゴキブリ ワモンゴキブリ	体及び糞 消化管	南ローデシア、ケニア、台湾、ライ病院

その他、エイズウイルスやSARS、ヒロリ菌など危険な病原体も媒介する可能性が報告されている。

全国農村教育協会 改訂衛生害虫と衣食住の害虫より

（アース製薬株式会社 日向弘美氏 H29/9/10講演資料より）

ハエの種類

ハエの種類	イエバエ	ニクバエ	クロバエ	キンバエ
				
体長・色	6～8mm 灰色	9～11mm 白灰色	10～12mm 青黒色	6～8mm 金緑色
発生源	腐芥、堆肥、腐敗植物、糞	動物死体、動物糞、便所	動物死体、腐芥、便所	動物の死体、腐芥
特徴	人の生活環境に住む	盛夏に最も多い卵を産まず、直接ウジを産む	春秋に発生盛夏は少ない	気温の高い季節に活動

- 汚いところを歩き回り、足や体に付いた病原菌を運搬する
- ハエによって人や家畜に媒介される病気は、赤痢・コレラ・チフス・ポリオ・0-157など60種以上あると言われている
- トイレの水洗化・ゴミ収集など、住環境の向上でハエが激減し、近年衛生害虫としての意識が薄れている

（アース製薬株式会社 日向弘美氏 H29/9/10講演資料より）

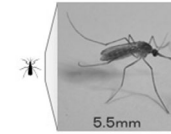
ハエが媒介する主な疾病

ハエは、病原体を体表につけて運搬する。ハエによって伝播される病原体の数は、700種以上確認されている。

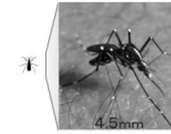
疾病	病原体	原因となるハエ
腸管出血性大腸菌O-157	E.c. O-157:H7	イエバエ
鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザウイルス	オオクロバエ、ケブカクロバエ
赤痢	赤痢菌	ハエ類
チフス	チフス菌	ハエ類
ポリオ(急性灰白髄炎)	ポリオウイルス	クロキンバエ、ルリキンバエ
小児麻痺	小児麻痺ウイルス	クロキンバエ、ヒロズキンバエ
アフリカ睡眠病	トリパノソーマ	ツエツエバエ
コレラ	コレラ菌	ハエ類
夏季下痢症	モルガン菌	ハエ類
腸炎	サルモネラ菌	ハエ類
	大腸菌	ハエ類
	黄色ブドウ球菌	ハエ類
	腸炎菌	ハエ類

(アース製薬株式会社 日向弘美氏 H29/9/10講演資料より)

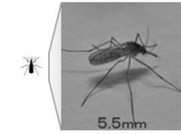
蚊の種類



アカイエカ



ヒトスジシマカ



チカイエカ

一般的に見られる蚊は、アカイエカやヒトスジシマカ(ヤブ蚊)です。蚊は水のあるところに卵を産み付けるが、蚊の種類によって、その場所は異なる。水のきれいなところを好むもの、汚いところを好むもの、広い場所を好むもの、空き缶や空き瓶などのわずかなたまり水を好むものなど多様である。

そのため、幼虫(ボウフラ)の生息場所も、池や下水溝、浄化槽、水田、古タイヤ、墓地の花立、空き缶など様々。ヒトスジシマカは、空き缶に溜まったような少量の水でも増殖できる。

(「アース害虫駆除なんでも辞典」より抜粋)

蚊が媒介する感染症

疾病	病原体	媒介する蚊
日本脳炎	日本脳炎ウイルス	コガタアカイエカ
デング熱	デング熱ウイルス	ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ
黄熱	黄熱ウイルス	ネッタイシマカ
マラリア	マラリア原虫	ハマダラカ
フィラリア	フィラリア線虫	ネッタイイエカ
ウエストナイル熱	ウエストナイル熱ウイルス	アカイエカ、ヒトスジシマカなど 43種
ジカ熱	ジカウイルス	ネッタイシマカ、ヒトスジシマカ

(「アース害虫駆除なんでも辞典」より抜粋)

樹木等の病害虫



チャドクガ(幼虫)



チャドクガ(成虫)



ドクガ



マイマイガ



イラガ



アメリカシロヒトリ

校庭の樹木に付く害虫には、人体に有毒なドクガ、チャドクガ、イラガ及びマイマイガと人体に影響のないアブラムシやアメリカシロヒトリがある。

ネズミ、衛生害虫等

A

基準

校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。

衛生状態の改善、生活様式の変化等や地域性の違いにより、ネズミや衛生害虫等も、その種族、生息状態が変わってきている。ネズミ、ゴキブリ、蚊、ハエ等は、感染症を媒介することから、これらの発生には特に注意する必要がある。

マニュアルp111

B

検査方法

ネズミ、衛生害虫等の生態に応じて、その生息、活動の有無及びその程度等を調べる。

① 検査回数

毎学年1回定期に行うが、どの時期が適切かは地域の特性を考慮した上、学校で計画立案し、実施する。

季節や環境条件次第で急速に繁殖するものが多いことから、対象生物の習性をよく知った上で検査時期、検査事項を決めて行う必要がある。

特定建築物に該当する建築物については、ネズミ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにネズミ等による被害の状況について、6月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施する。(建築物衛生法施行規則第4条の5)

マニュアルp111

② 検査場所及び検査方法

ア.ネズミ

- ・倉庫、厨芥置き場等にネズミの出入りする穴、糞、毛等が認められるかどうかを調べる。
- ・ネズミの通路は一定しているので壁面に痕跡が認められるかどうかを調べる。
- ・食料を保管又は取り扱う場所で、食品等の食害が認められるかどうかを調べる。

イ.衛生害虫等

(ア) ゴキブリ

- ・倉庫、厨芥置き場及び教室等の戸棚及び引き出し等の中に、ゴキブリの成虫、幼虫、糞、抜け殻、卵鞘等が見られるかどうかを調べる。
- ・粘着トラップ等により生息状況を調べる。

マニュアルp112

(イ) 蚊

- ・成虫の吸血活動の有無及びその程度を調べる。
- ・部屋の壁に成虫が係留しているかどうかを調べる。
- ・防水用水槽、池、水たまり、下水道、雑配水槽等で、幼虫(ボウフラ)の発生の有無及びその程度について調べる。

(ウ) ハエ

- ・幼虫の発生については、厨芥置場、飼育動物施設を特に注意して調べる。
- ・成虫の活動については、教室等において肉眼で調べる。
- ・教室等の天井及び電灯の笠等に、ハエの糞の跡が見られるかどうかを調べる。
- ・教室等の天井に、ハエが係留しているかどうかを調べる。

(エ) 樹木等の病害虫(ドクガ、イラガ、アメリカシロヒトリ等)

- ・樹木等に病害虫の幼虫等が認められるかどうかを調べる。

マニュアルp112

C 事後措置

- ◇ ネズミ、衛生害虫等の生息が認められた場合は、児童生徒等や周辺住民の健康及び周辺環境に影響がない方法で駆除を行うこと。
- ◇ 駆除に際しては対象となるネズミ、衛生害虫等の習性等をよく見極め、安易に薬剤による駆除をおこなわないこと。薬剤による駆除を実施せざるを得ない場合は、ネズミ、衛生害虫の駆除に当たっては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医療品医療器法)の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を使用し、樹木等の病害虫の駆除に当たっては「農薬取締法」の登録を受けた農薬を使用すること。
児童生徒等の健康及び周辺環境に影響がないように薬剤の残留性等の性質や毒性等特徴をあらかじめ確認した上で、休日や夏休み等の長期休暇に駆除を行う等の配慮が必要である。

マニュアルp112

- ◇ ネズミ、衛生害虫の駆除のために殺鼠剤や殺虫剤を使用する場合は、総合的有害生物管理を行い、薬剤の不必要な乱用による健康被害等を防ぐこと。
- ◇ 樹木等の植栽管理に当たり病害虫駆除のために農薬を使用する場合は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)」及び「住宅地等における農薬使用について(平成25年4月26日付け25消安第175号、環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知)」(参考資料5)を遵守するとともに、農薬だけでなく、防虫ネットや粘着板等を使用して病害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行い、農薬の使用の回数及び量の削減に努めること。

マニュアルp112

- ◇ 発生源の特定及び対策が困難な場合は、「建築物ねずみ昆虫等防除業」(建築物衛生法による都道府県知事登録業)に委託する方法がある。ただし、委託した場合でも駆除方法について、十分な説明を受け、理解しておくこと。
- ◇ ネズミ、衛生害虫等の駆除のための薬剤の使用に際しては、使用目的、使用薬剤名、使用量等を記録し、保管に努めること。
- ◇ 蚊の発生予防対策として、水が溜まるような空き容器や植木鉢の皿、廃棄物等を撤去するなど、蚊の幼虫(ボウフラ)が生息する水場をなくすこと。
- ◇ 校庭の芝生化に当たっては、植栽後の病害虫、雑草対策の実効性を十分検討した上で進めていくこと。芝生の維持管理に当たっては、上記「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」及び「住宅地等における農薬使用について」(参考資料5)の内容を踏まえて行うこと。

マニュアルp113

第6 雑則

- 1 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査をおこなうものとする。
 - (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
 - (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
 - (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。
 - (4) その他必要なとき。
- 2 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。
- 3 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。
- 4 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

マニュアルp166

1 臨時検査

臨時検査を実施する主な例

(1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき

飲料水に関する施設・設備

- ・給水施設・設備が外部から汚染を受けていないか等について検査を行う。

校舎内外の施設・設備等

- ・感染症・食中毒の発生のおそれや発生に関連する校舎内外の施設・設備等が不潔になっていないか、また汚染されていないか等について検査を行う。

便所

- ・感染症や食中毒が発生したときは、便所の清潔や衛生害虫等の有無、手洗い施設や排水の状況等について検査を行う。

ごみ

- ・ごみの容器やその周りが汚染されていることが考えられるので、ごみの処理方法や保管場所を検査する。

マニュアルp167

(2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。

飲料水に関する施設・設備

- ・給水施設・設備が破損・故障していないか等について検査する。

飲料水の水質

- ・給水施設・設備が損傷を受けた時は水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。

校舎内外の施設設備等

- ・校舎内外の施設・設備等が水や泥、ごみ等によって不潔になっていないか等について検査を行う。なお、校舎内外の施設等が水やごみ等によって不潔になった場合は必要に応じて消毒を行う。

マニュアルp170(参考Ⅱ—6—1)

マニュアルp167

便所

- ・洪水等の災害を受け、汚れや破損等便所が被害を受けたときは、不潔になりやすく感染症の発生も考えられるので、清潔や破損等について検査を行う。

排水の施設・設備

- ・排水が流れないようになっていないか確認し、流れない場合はすみやかに原因究明をし、改善を図る。

ごみ

- ・ごみ容器が破損したり、ごみが飛散したりして不潔になりやすい。よって、清潔や破損の状況について検査をする。

黒板

- ・黒板が水に浸かるなどし、黒板面に影響があると考えられるときは、明度や彩度について検査する。

マニュアルp167

(3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。

○ 学校の新築・改築・改修等(壁面のペンキ塗装等を含む)があったとき

- ・予め、引き渡しの際の検査において基準値を超えた場合の措置等を取り決めておくこと。
- ・揮発性有機化合物の濃度測定は、乾燥期間を十分確保した上で行う等、適切に対応すること。
- ・測定検査を専門測定機関に依頼する場合、学校の担当者は学校薬剤師とともに検査に立ち会うようにし、年月日、時刻、天候、場所、在室人数、検査器具名、検査者名等を記録すること。

マニュアルp168

- ・なお、学校施設の新築・改築・改修に当たっては、文部科学省のパンフレット「健康的な学習環境を確保するために有害な化学物質の室内濃度低減にむけて（施設面における主な留意点）」（平成23年3月文部科学省）等を参考にするとよい。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1305497.htm

文部科学省 有害な化学物質

検索

- 机、いす、コンピュータや、小・中学校ではタブレット、電子黒板等新たな学校備品を導入したとき
- ・揮発性有機化合物の発生のおそれがあることから、基準適合商品の選定や導入後速やかにその教室等で揮発性有機化合物の濃度の検査を行うこと。

マニュアルp168

(4) その他必要なとき

照明

- 照明に影響を及ぼすような災害による建物の損壊があったとき
- 照明器具の交換、黒板の改修、壁の塗り替え等があったとき
- タブレットや電子黒板を導入したとき
 - ・照度や照明環境が適切かどうか検査する。

騒音

- 教室外の騒音が新たに問題となったとき（近隣で騒音の伴う工事が行われている等）
 - ・騒音を測定する。

飲料水の水質及び施設・設備

- 飲料水用に井戸水等を使用している場合に、周囲の地下水の汚染が判明したとき
 - ・水質検査を行い、基準に適合していることを確認する。

- 給水施設・設備を新しく設置したとき
 - ・外部から汚染を受けるおそれがないか、水質が基準に適合しているか等について確認する。
- 給水源を変更したとき
 - ・新たな給水源の種類を確認する。

雑用水

- 喝水後の降雨の初期
 - ・雑用水の貯水槽等が著しく汚れ、水質が悪化している恐れが考えられるため、必要に応じて貯水槽等の内部の状態及び水質を確認する。

学校の清潔

- 学校行事等で多数の来校者があった時や多量のごみが発生したとき
 - ・校舎が汚れたり、破損したり、ごみが大量に出る等学校が不潔になりやすいので、清潔状況等について検査を行う。
 - ・ごみ等が適切に分別処理されているかどうか、不潔になっていないかどうか等について検査する必要がある。

マニュアルp169

設置・改修等

- 黒板を新しく設置・改修したとき
 - ・黒板面の明度や彩度について検査を行う
- 校舎や飼育動物の施設等を改修したとき
 - ・清潔面からきちんと改修されているか等について検査を行う。
- 便所を新しく設置・改修したとき
 - ・清潔、採光、換気等の状況について検査を行う。

ネズミ、衛生害虫等

- ネズミ、衛生害虫等が発生したとき
 - ・ネズミ、衛生害虫等は、定期検査時にその発生が認められなくても、突然発生する場合があることから、発生の可能性が疑われる状況となった時点で検査を行う。
- 児童生徒等から、衛生害虫による刺咬等が原因と考えられる症状の訴えがあったとき
 - ・衛生害虫等の発生が認められなくても、児童生徒等の被害により、その発生が推測される場合には検査を行う。

水泳プール

- 児童生徒等が、目や皮膚が痛い等、プール水が原因と考えられる症状の訴えがあったとき
 - ・ 残留塩素濃度が異常に高い場合や、pHの異常値の原因が考えられるが、その原因究明のため検査を行う。
- プール本体の水が何らかの原因で着色、着臭等したとき
 - ・ 着色の原因には、藻類の発生や、酸化鉄、酸化マンガン等の原因が考えられるが、その原因究明のため検査を行う
(参考Ⅱ－6－2)。
- プール使用期間中に、循環ろ過装置等が故障・破損して、新しい装置を導入したとき
 - ・ 新しい装置が正常に作動し機能しているか検査を行う。

マニュアルp169

2 検査の記録等

定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。

検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。

(1) 定期検査及び臨時検査

定期検査等を効果的に実施するためには、施設・設備等を把握し、過去の検査結果を参考にする必要があることから、定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録を検査の日から5年間保存するとともに、検査に必要な施設・設備等の書類は、必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。

(2) 日常点検

日常点検の実施の目的の一つには、それらの結果に基づいて定期検査や臨時検査の実施に役立てることがあることから、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努める。

マニュアルp172

学校給食衛生管理基準

第5 日常及び臨時の衛生検査

学校給食衛生管理の維持改善を図るため、次のような場合、必要があるとき臨時衛生検査を行うものとする。

- ① 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。
- ② 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。
- ③ その他必要なとき

また、臨時衛生検査は、その目的に則して必要な検査項を設定し、検査項目の実施に当たっては、定期的に行う衛生検査に準じて行うこと

マニュアルp196

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(Ver.5)の主な改訂箇所

- 1 データやその分析の更新
感染状況を更新。同一校の5人以上及び10人以上の感染事例の分析を追加。
- 2 感染拡大地域における学校教育継続の考え方について追記
特に小・中学校は、地域一斉の臨時休業は基本的には避けるべきと明記。
- 3 冬季の対策について追記
冬季でも可能な限り常時換気に努め、室温低下により健康被害が生じないよう暖かい服装を心がけることや、室温が下がりすぎないように空き教室を活用して行う「二段階換気」等について追記。また、換気は地域に応じた方法もあることを紹介。
- 4 マウスシールドについての注意喚起を追記
- 5 感染症が発生した場合の臨時休業の考え方を再整理
「感染者が発生したらまず臨時休業する」対応を見直し、臨時休業の可否を保健所と相談の上、真に必要な場合に限り行う旨を明記。
- 6 その他

令和2年度 日本薬剤師会学校薬剤師部会 全国担当者会議(3/2/25)での文部科学省健康教育調査官の小出彰宏氏の講義資料から

災害時に学校が避難所になった際の 学校薬剤師の役割

学校型避難所の質を高めるために

薬剤師だからできること。

避難生活の環境整備(トイレ、食事、就寝・生活の場)の質の視点。
地域の貴重な専門人材をつなぐ。他職種連携。在宅からの連動。

薬剤師として活躍いただきたいこと

環境測定(エビデンス)を踏まえた環境改善の実践。
予防保健・医療への貢献。子供たちへの防災教育。

個人としての安全を

自分が健康であることが、支援活動に不可欠。
災害に興味、関心を持っていただき、訓練に参加(1日防災学校等)。
自分に必要な安全対策を準備・実践。

(日本赤十字北海道看護大学教授 根本昌宏氏(H3/2/25講義より))



ご清聴ありがとうございました